

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二十二卷 第六號

大正十四年十二月一日發行

論叢

財産税に於ける都鄙の對立……法學博士 神戸 正雄
人間愛の起源……教 授 川村多實二
純正現象學の方法論及び問題論……文學博士 米田庄太郎

時論

勞働組合としての小作人組合……法學博士 河田 嗣郎
食料増殖問題と林業政策……法學博士 山本美越乃

說苑

岡山藩と大阪との海運……經濟學士 黒 正 巖
市町村の混合企業に就て……經濟學士 小山田 小七

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……經濟學士 八木芳之助

雜錄

ヒルファディングの恐慌の意義について……經濟學士 谷口 吉彦
妙心寺の財政組織……經濟學士 中川與之助

法令

農林省統計報告規則・會社統計規則

附錄

本誌第二十一卷總目錄

(禁轉載)

妙心寺の財政組織

中川與之助

一 教團の統制組織

臨濟宗妙心寺派の宗制寺法その他教團に關する一切のことは、「妙心寺派綱目法令」に規定されてある。今、それについて教團の統制組織を見るに、先づ、寺院の所在に依つて全國を二十六教區に分ち、各教區には教務所を置き、これ等の各地方教務所は、更に中央の教務本所に統轄せられる。教務本所は管長を輔けて、一派全般の宗務を總攬するのである。但し、宗務は中央機關の專制に委せらるゝのではなくして、別

に立法機關たる「議會」があつて、歳計、豫算、「法則」等は、何れも「議會」の議決を経ることを要する。「議會」は各選舉區(大抵一教區を一選舉區となす)より選出する議員を以て組織し、通常議會は二箇年毎に召集せられる。「議會」の組織、豫算の編成種類分科、歳計の執行方法等は、總て國家財政に則つてゐる。これ等統制方法の中央集權的にして、而も立憲的なる點は、近代國家の統治組織を模したものに外ならぬ。

次に、日本佛教界に於ける妙心寺派の勢力、並びに我國に於ける最も大なる教團の一である眞宗大谷派との比較をみるに、

職階	各宗各派		臨濟宗妙心寺派	
	眞宗大谷派	心寺派	甲に對する内	乙に對する内
住職	五、七、五	六、〇、元	三、〇、八	五、〇、〇
僧侶	三、七、六、七	一、四、一、〇、元	五、八、三	二、四、〇、〇
檀信	三、五、二、六、八	五、〇、三、七、七	一、二、六、四、三	二、五、〇、〇

(大正二年十二月末現在)

であつて、各宗各派總數に對し妙心寺派の住職

* 現行「妙心寺派綱目法令」は、明治十七年八月の太政官第十九號布達に基いて、明治二十三年に始めて制定せられた「妙心寺派憲章」が、爾來、明治二十八年、三十八年、四十四年、大正八年の改正を経て今日に及んだものである。
* 大日本寺院總覽一五一六頁(最近の統計なきため姑く之による)。

數は五・六%であり、僧侶殊に檀信徒の割合は一層低い。猶、大谷派に對して妙心寺派の住職數は五〇%、僧侶數は二四%、檀信徒數は二五%である。今、假りに右の住職數をとりて寺院數と見做して計算すれば、(通例一住職が一寺院を支配してゐるのであるから、かゝる推算の結果は實際の寺院數と甚しき隔りはなからう)一箇寺當りの平均檀信徒數は大谷派にありては八百三十三人、妙心寺派にては四百二十六人であり、後者は前者の約半分にすぎぬ。

二 經費及び收入

大本山としては常に法燈を相續し一般末寺を統制する爲めのみならず、布教、教學の方面にも種々の經費を要する。試みに、教務本所の大正十四年度豫算についてその經費をみるに

科 目	豫 算 額	百 分 比
監正部所管費	三、三四六.〇〇	三・七五
教學部所管費	四八、八三〇.〇〇	五四・六七
庶務部所管費	一一、六七八.〇〇	一三・〇七
財務部所管費	二五、四六六.〇〇	二八・五二
合 計	八九、三三〇.〇〇	一〇〇.〇〇

雜 錄 妙心寺の財政組織

である。而して監正部は法式及法服、法階叙任及僧籍、風規賞罰、法規、選舉、官衙並に他宗派の交渉等に關する事項を掌り、教學部は親化及布教、花園教會並に布教巡察、教會所說教所、感化救濟事業、本派各種學校及徒弟教養、校費生留學生給費生、教師の檢定、講習會等に關する事項を掌る。庶務部の所管は寺院佛堂並にそが什寶物財産、寺班等級及寺籍、檀信徒教區事務、紀綱寮、物品の調度保管等の事項に亘り、最後の財務部は豫算決算、特別會計、金錢出納、宗費の賦課徵收等に關する一切の事務を掌るのである。さて、右の豫算額に依つてみる如く、教學部所管費は最も重要な費目であり、總經費の約五五%を占めてゐる。以下、この中樞的經費に就いて考究してみたい。

教學部所管費は布教費、教會費、教育費、修繕費、教師檢定費の五項に分れてゐるが、就中、教育費は該所管費の七二%、布教費は二五%、二者併はせて九七%を占め、残る三%は他の經費である。されば教學部所管費は殆ど全部、布

教、教育の爲めにひけられてゐるといつてよい。而も亦、教育費三五、二〇六、〇〇の中、九四%までが臨濟宗大學及び花園中學の經費である。即ち教學部所管費の約六八%が學校の經費をなす。教團の經費が教育布教の爲めに多く支出せらるゝことは、當然のことであるが、その經費の過半を之に充てゝゐることは、妙心寺の財政上より觀れば、大なる負擔でなければならぬ。

更に一轉して收入状態をみるに、前掲豫算の收入表は次の如くである。

科目	豫算額	百分比
賦課收入	六二、二六三、四一五	六九・七一
報償收入	一九、六五〇、〇〇〇	二一・九九
自然收入	七、四〇六、九五	八・二九
合計	八九、三二〇、一〇〇	一〇〇・〇〇

之を國家財政の收入と對照するに、賦課收入は租税の如く一般報償原則による收入、報償收入は政務收入の如く、特別報償原則による收入、自然收入は雜種の收入であつて、公債預金の利

子が大部分を占めてゐる。而して、賦課收入は總經費の約七〇%を占め、國家財政に於ける租税の地位*よりも重要である。以下、特にこの賦課收入を述べてみたい。

賦課收入は更に分れて、賦課金、毎歳香資、寺班金、納金、教育義金の四項からなる。賦課金を姑く後に譲り、その他の諸項の性質をみるに、毎歳香資は法階(現在は十四階級)即ち、僧侶の資格分限の上下に應じて、年々、各僧侶に對して香資といふ名義の下で課徴せらるゝものであり、寺班金利とは寺班義納金の利子を意味し、その寺班義納金とは寺班(現在は十一階級)即ち、寺格の昇進の際に、その寺格の上下に應じて、各寺院に對して課徴するものである。前者を若し法階税といふべくんば、後者は寺格税ともいふべきであらう。次の教育義金はこれ等に對して寧ろ徒弟税とも觀るべきものである。即ち各寺院の住職は就任後、十五年以内に寺班相當の徒弟を教養すべきであるが、若しその期間内に所定數の徒弟を教養せざる場合、

* 大正十三年度の豫算によれば、租税收入は總收入の約六〇%である (第四十回日本帝國統計年鑑)

その住職に對して徒弟一人に付毎年五圓宛課徴するのである。以上三者は何れも教團の財政權によりて、非報償的に課徴せらるゝことは同一である。かの寺班義納金、教育義金は大體各寺院の經濟的給付能力に應ずるものとすしても、毎歲香資は人頭税の性質を帯び不合理と考へられる。然し、檀信徒の信仰の念に基く助力もあり、且つその賦課額の極めて僅少なる爲めに、各僧侶にとりては、必ずしも大なる苦痛ではないといはれてゐる。

以上述べし各科目の收入、即ち報償收入、自然收入及び賦課收入中の毎歲香資、寺班金利納、教育義金等の收入を以て猶不足を告ぐる經費は一切、一般末寺(現在は三千六百個寺)から賦課徴收せられる。これが最後にいはんとする賦課金であつて、それは各寺院の所得額を賦課標準とするもので、恰も國家財政に於ける所得税の如き形態を備へてゐる。その收入額は總收入額の五四・一八%、賦課收入の約七八%を占め、最も重要な中樞的收入であつて、この點

も亦國家の所得税に似てゐる。今、之を經費と對照するに、賦課金四八、三九七・三五は教學部所管費四八、八三〇・〇〇に略々相當する。されば教團として最も重要にして多費なる布教並びに教育等の活動が、この賦課金によりて行はれてゐるといはねばならぬ。妙心寺に於て一般末寺から課徴することがなかつたならば、教團の積極的活動は望むことは出來まい。宗費の強制賦課は誠に止むを得ぬ所である。

三 宗費の賦課

既に述べし如く、妙心寺財政に於ては、經費の約五〇%が賦課金として強制的に課徴せられる。これを負擔する者、即ち宗費の上納義務者は一般寺院であつて、僧侶又は檀信徒ではない。而して宗費賦課の標準となるものは各寺院の所得額であるから、賦課金は所得税とも觀るべく、又かの租税に於けると同様に、普遍、平等、適法、確實、便宜、最少費の諸原則、並びに充分的、彈力的原則を備へてゐる。即ち一般寺院は「法則」の定むる所に従ひ、宗費を上納

すべき義務があつて之を免るゝことを得ない。
 (普遍原則) 但し、宗祖と特別の因縁深き所謂「由緒寺院」は、宗費賦課免除の特権を與へられてゐる。蓋し、宗祖に對する尊崇畏敬の念に基くものであらう。この點も亦多くの諸國に於て、帝王及び其一族が免税されてゐるのと相似てゐる。

更に、宗費の賦課率については、一定の階段を設けて給付能力の大小に應せんとしてゐる。(平等原則) 猶、宗費の賦課方法、負擔額等は必ず「議會」の協賛を経、「教令」を以て派内に普告せられる。(適法、確實原則) その他宗費の徵收が、毎年四月九月の二期に於てせられ、その上納が直接、教務本所に致さるゝが如き、便宜最少費等の原則をも考慮せられてゐる如くである。前に掲げし收入表にてみる如く、妙心寺財政には何等の私經濟的收入もなく、又見るべき財産收入もなきが故に、經費に對する收入の不足分は總て之を課徵するの外はない。即ち、この賦課金によりて財政上の充分原則、彈力原

則も樹立せられてゐるのである。吾人は租税に於て最も重要な負擔の公平といふ見地から、宗費の配賦を窺つてみよう。

四 負擔の公平

負擔の公平とは給付能力に應ずることである。給付能力に應ずるには、給付能力の評価を誤らぬこと、能力に相應する税率を定めること、を最大要件とする。今この二點から觀るに、給付能力を評價するに當り、妙心寺財政は國家の所得税に於ける如く申告主義をとり、更に之を地方並びに中央の機關に於て査定することとしてゐる。先づ各寺院の住職をして、「寺院收入調査規則」に準じて、左の分類に屬する各所得額を、所屬の地方教務所に申告せしめる。

一、寺院及住職の受くべき諸信施收入(三年間の平均額)

二、寺有土地より生ずる所得の收入

三、寺有金より生ずる所得の收入

四、寺有建物より生ずる所得の收入

五、以上和別以外の物件より生ずる所得の見

* 美濃國正眼寺、尾張國瑞泉寺、山城國龍泉庵、東海庵、靈雲院、聖澤院の六ヶ寺をいふ。

* 寺院收入調査規則第二條第一項。

込収入

六、名義及所有主の如何に拘はらず事實寺有に屬する土地家屋より生ずる所得の收入
茲に「所得の收入」とあるも實は單に「所得」を指すのである。さて右の申告書は一應、地方教務所に於て之を査定し、更に中央の教務本所に進達する。教務本所は之を「寺班調査會」に附して、最後の審議評決を爲さしめる。以上の如き手續によつて給付能力の評價に大なる誤なからんことを期してゐる。

次に賦課率は如何といふに、給付能力を寺院の所得額によりて三十三等級に分ち、級の上るにつれて負擔の率を大にしてゐる。即ち左の如し。

寺班等級	所得額	配賦率	係數
特例地	一級 八,000円以上	三〇,〇〇〇	〇% 二% 三%
二級 七,000円以上	一九,〇〇〇	三% 四% 五%	
三級 六,000円以上	一八,〇〇〇	六% 七% 八%	
別格地	一級 五,000円以上	六、三三三	六% 七% 八%
二級 四,〇〇〇円以上	五、〇〇〇	七% 八% 九%	
三級 四,〇〇〇円以上	四、〇〇〇	八% 九% 一〇%	

雜錄 妙心寺の財政組織

寺班等級	所得額	配賦率	係數
準別格地	一級 三,〇〇〇円以上	二、五〇〇	〇% 一% 二%
二級 二,〇〇〇円以上	二、二〇〇	二、二〇〇	二% 三% 四%
一級 一,〇〇〇円以上	一、〇〇〇	一〇、九五五	四% 五% 六%
一等地	一級 一、〇〇〇円以上	六、七〇〇	六% 七% 八%
二級 一、〇〇〇円以上	一、〇〇〇	五、〇〇〇	八% 九% 一〇%
二等地	一級 六〇〇円以上	四、七〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
二級 五〇〇円以上	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
三級 七〇〇円以上	三、〇〇〇	三、五〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
三等地	一級 六〇〇円以上	二、六〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
二級 五〇〇円以上	五〇〇	二、六〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
三級 四〇〇円以上	四〇〇	二、二五〇	一〇% 一〇% 一〇%
四等地	一級 三〇〇円以上	一、六〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
二級 三〇〇円以上	三〇〇	一、四〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
三級 二〇〇円以上	二〇〇	一、〇〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
五等地	一級 二〇〇円以上	九、六〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
二級 一〇〇円以上	一〇〇	八、〇〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
三級 一〇〇円以上	一〇〇	七、〇〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
六等地	一級 一〇〇円以上	五、〇〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
二級 一〇〇円以上	一〇〇	四、〇〇〇	一〇% 一〇% 一〇%
三級 一〇〇円以上	一〇〇	三、〇〇〇	一〇% 一〇% 一〇%

第二十一卷 (第六號 一五九) 九六一

寺班等級	所得額	賦課率	係數
七等地	一級	三三以上	三三%
	二級	二四以上	二四%
	三級	一五以上	一五%
八等地	一級	六以上	六%
	二級	三以上	三%
	三級	一以上	一%

(備考) 右の表にて「係數」とは、各配賦率を算出する爲めに乗ずる比率をいふ。即ち各配賦率は次の如くして算出せられる。先づ最高負擔能力者たる特例地一級の配賦率を二〇〇〇と定め、その九五%即ち一九、〇〇〇を以て特例地二級の配賦率となし、更にその九五%即ち一八、〇五〇を以て同三級の配賦率となす。以下同様にして順次に下級の寺班等級に及び、最低負擔能力者たる八等地三級の配賦率は五四になつてゐる。唯茲に注意すべきは「係數」は常に九五%に非ずして、表にて之をみる如く九〇%、八五%、八〇%、七五%、七〇%と次第に遞下し、殊に寺班の下る毎にそれは著しい。當局者は累進税率の精神を加味した積りといつてゐる。

之を國家租税と比較するに、宗費を賦課するに當り、一般寺院の所得額を直ちに之が標準となし、最少生活費とか家族事情とかに就いて

は、何等考慮する所がない。且又それは、配賦税の形式を採り多くの租税の如く從率税ではない。さてその宗費の配賦が果して所得額に對して公平であるか否か、茲にそれを論評することは本論の目的でないが、實際、各等級の配賦率即ち負擔は、所得額に比例均衡を保つてゐるとなし難い(註)。又、從率税の形式をどらず、配賦税の形式をされる所に賦課技術上、特に大なる苦心が拂はれてゐるのであるが、猶、攻究すべき餘地が存せる如く思はれる。

(註) 各等級は何圓以上何圓まで——例へば特例地二級は七、〇〇〇以上八、〇〇〇——であるのに、それに対する配賦率は一律に何口分——例へば特例地二級は一、九〇〇——と定められるのであるから、同一等級内に屬する種々の所得額に對して負擔は何れも同一額であつて、所得額に應じて比例的に上下せぬ。從率税の負擔を公平とすれば、これは公平ではあるまい。

(二) 等級の上るにつれて、即ち所得の大となるに伴つて負擔たる配賦率も上つてゐるが、その上る程度は所得額に對しては比例率に及ばぬものが多い。

五 結 言

以上によりて之を見るに、妙心寺の財政は他の寺院に於ける如く、直接、檀信徒の布施や寄捨金に倚頼するものではなくして、専ら一般末寺並びに僧侶よりの課徴によりて維持せられてゐること、並びに宗費を賦課するに當り配賦税の形式をとり、特に負擔の公平といふ點に、近代的和税の精神を適用してゐる所に特色を有つてゐる。由來、妙心寺は理財に長け、過去に於て「養錢無用」主義を標榜しつゝ、一山を經營して來た傳統的訓練が今も猶殘つてゐるもの、如くである。其他、經費の大半が教學布教に充てられてゐること、財政の運用が常に立憲的に合議制によりて行はれてゐること、經費節約原則がよく行はれて、僅か拾萬圓足らずの經費を以て、大本山の地位を保持せること等も注意するに足る點であらう。(學術研究の爲めに、特に財政資料を提示せられし妙心寺の好意を感謝する)。